

第 33 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 4 月 5 日（水）午後 2 時より、西部研修センターにおいて、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2	佐竹 静				
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
		11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（2名）

9	林 新太郎				
16	日比 育緒				

その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 5 4 9 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定等について

議案第 5 5 0 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用等について

議案第 5 5 1 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 5 5 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 5 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 5 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 3 3 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第33回定例農業委員会を始めたいと思います。
大垣市農業委員会運営規程 第5条第4項の規定により、副会長である私が議長を務めさせていただきます。
本日の議事録署名者に、1番 河合委員、19番 廣瀬委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第549号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成等について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第549号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成等について、説明させていただきます。
2件ございます。

1番は、大垣市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてでございます。

お手元の、「大垣市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」をご覧ください。

1ページをご覧ください。

基本的な考え方でございますが、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられたことにより、前回の令和5年4月までを期間とした指針に引き続き、新たに「大垣市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定し、農地等の利用の最適化を推進するとともに、活力ある農業・農村を築いていくものでございます。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

2ページ①をご覧ください。

ここからが、最適化の目標となります。

遊休農地の解消目標でございますが、3年後の遊休農地面積を8.0 ha、遊休農地の割合を0.29%に、5年後の遊休農地面積を7.5 ha、遊休農地の割合を0.27%に減少させることを目標としております。

3ページ①をご覧ください。

担い手への農地利用集積目標でございますが、3年後の集積面積を1,897 ha、集積率を68%に、5年後の遊休農地面積を2,200 ha、集積率を80%に増加させることを目標としております。

5ページ①をご覧ください。

新規参入の促進目標ですが、3年後の個人の新規参入数を4人、新規参入者の取得面積を1.2 haに、法人の新規参入者数を5法人、新規参入者の取得面積を1 haに、5年後の個人の新規参入数を6人、新規参入者の取得面積を1.8 haに、法人の新規参入者数を7法人、新規参入者の取得面積を2 haに増加させることを目標としております。

最後に6ページをご覧ください。

農業委員会の役割として、大垣市において作成された「地域計画」が策定された場合に農家への意向調査や、農地中間管理事業の活用の働きかけや地域計画の見直しの協力を定めております。

本日、審議していただき、ご承認いただけましたら、大垣市農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する指針として策定させていただきます。

続きまして2番、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてです。

こちらは、先程の指針とは少し異なり、単年度の具体的な活動の目標となります。

お手元の、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされたものでございます。

右上に「別紙様式1」と書いてある「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

1ページ目は、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況が記載されております。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員、推進

委員の人数を記載しております。

2 農家・農地等の概要につきましては、農林水産省のホームページ等から、数値を記載しております。

2 ページをご覧ください。

1 最適化活動の成果目標から簡単に説明させていただきます。

(1) 農地の集積についてですが、②の目標をご覧ください。

今年度の新規集積面積としまして、5ヘクタールを目標に掲げております。

先程の指針では、5年後の集積率80パーセントの目標としましたが、単年度についての数値については特に規定もございませんので、あまり高い数値を掲げておりません。

(2) 遊休農地の解消ですが、②の目標をご覧ください。

令和4年度に、新規に発生した遊休農地2.8haの解消を重点的に目的として掲げております。

3 ページをご覧ください。

(3) 新規参入者の促進についてですが、②の目標をご覧ください。

新規参入者への貸付に関する面積として、令和2年度から令和4年度における、農地の権利移動があった面積の平均7.5haの1割、0.8haを目標に掲げております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標について簡単に説明させていただきます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、昨年度の実績を踏まえ、1人当たりの活動日数について、月12日を目標としております。しかし、毎月事務連絡等でお伝えしてはおり、委員のみなさまにおかれましては、月13日以上のご活動及び活動記録簿の記入をお願いします。

(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、例年同様、7月、8月及び11月を主に農地パトロールの強化月間として目標に掲げております。なお、8月からは目標地図の素案作成に向け、所有者と担い手のマッチングを開始していきたいと考えております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、5月にOKBふれあい会館で開催される「ぎふアグリチャレンジフェア」に、農業委員と推進委員の2名の参加を目標としております。

本日、ご承認いただけましたら、当計画を岐阜県に提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第550号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用等について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第550号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用等について、説明させていただきます。

こちらの1番及び2番の事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、審議には、着席のまま結構ですが、加わらないよう、よろしくお願ひします。

別に配布しております「令和5年度 1号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、年2回、4月と10月の公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するというので、安心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るうえで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

令和2年4月1日から法改正により農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業との統合一体化が図られ、農地利用集積円滑化事業による新規（継続）での契約が出来なくなったため、農地中間管理事業等のみとなっております。

1ページから25ページまでが、農地中間管理事業による農用地利用

集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1 ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。設定する利用権の欄は、種類、内容、始期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

25 ページをご覧ください。

利用権を設定する者 203人、設定する土地 542筆、面積487,548.42㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、4月20日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。

以前は「農用地利用配分計画案」と呼ばれていたものですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、「農用地利用集積等促進計画案」と名称が変わったものでございます。

これは、「農用地利用集積等促進計画案」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

別に配布しております「令和5年度 2号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は貸貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

結果、利用権の設定を受ける者 46人、利用権を設定する者 延べ223名、設定する土地 542筆、面積487, 548. 42㎡となっております。

3ページをご覧ください。

令和5年度 2号 農用地利用集積等促進計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

貸付候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右記の農用地等の借受見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

23ページをご覧ください。

利用権を設定する者 203人、設定する土地 542筆、面積 487, 548. 42㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、6月29日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

先程の話のとおり、こちらの1番及び2番の事案につきましては、1番 河合委員、6番 吉田委員、8番、清水委員、12番 石原委員、に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第551号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第544号、農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

1 ページから2 ページをお願いします。

1 件提案されております。

1 番は、当初事業者が、太陽光発電施設を目的として転用の許可を受けますが、土地所有者からの申出により地上権設定から所有権移転に権利区分が変更となったため、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1 番、当初計画明細としまして、地上権によります、田、畑、8 筆合わせて6, 888 m²でございました。

2 ページをお願いします。

2. 事業計画変更後明細をご覧ください。

所在中の③、④につきまして権利区分が、地上権から所有権移転に事業計画変更するものです。

なお、転用事業者が、株式会社クリーンベンチャーであることには変わりございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第552号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第552号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、221㎡で、規模拡大でございます。取得後は梅の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第553号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第553号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、56㎡で、農家住宅(車庫・居宅・庭)でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第554号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　　議案第554号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

3件提案されております。

1番、賃貸借権によります、田、436㎡で、JR 東海高架橋工事用進入路及び資材置場でございます。農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。一時転用による期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日まででございます。

2番、使用貸借権によります、畑、299㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、畑、230㎡で、建設業駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第33号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第33号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、26㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、9件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、511㎡で、共同住宅でございます。

4ページをお願いします。

3番、所有権移転によります、田、1,250㎡で、宅地分譲でございます。

4番、所有権移転によります、田、1,256㎡で、宅地分譲でございます。

5番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、146㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,270㎡で、分譲住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、246㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、畑、198㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、賃貸借権によります、田、752㎡で、建築業店舗でございます。

10番、所有権移転によります、田、252㎡で、貸駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

5 ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3 件申請されています。

3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

1 1 番、田、4, 9 9 8 m^2 でございます。

1 2 番、田、4 筆合わせて、3, 0 5 1 m^2 でございます。

1 3 番、田、1 7 7 m^2 でございます。

続きまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出明細については、1 5 件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

1 4 番、田、2 筆合わせて、6 7 7 m^2 でございます。

1 5 番、畑、9 1 m^2 でございます。

1 6 番、田、6 筆合わせて、2, 3 2 7 m^2 でございます。

1 7 番、田、2, 0 0 3 m^2 でございます。

6 ページをお願いします。

1 8 番、田、畑、宅地（現況：畑）、9 筆合わせて、
4, 8 9 7. 2 8 m^2 でございます。

19番、田、7筆合わせて、5, 413㎡でございます。

20番、田、532㎡でございます。

7ページをお願いします。

21番、田、10筆合わせて、4, 582㎡でございます。

22番、田、畑、6筆合わせて、4, 784㎡でございます。

23番、田、2筆合わせて、901㎡でございます。

24番、田、6筆合わせて、5, 531㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、1, 264㎡でございます。

8ページをお願いします。

26番、田、畑、5筆合わせて、2, 328㎡でございます。

27番、田、8筆合わせて、7, 032㎡でございます。

28番、田、2筆合わせて、560㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、5月8日(月)午後2時となっておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもご苦勞さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年4月5日

議長（会長代理）

高橋 滋

議事録署名者

河合 稔

議事録署名者

廣瀬 悦治